

# 「こどもに関する 各種データの連携について」

デジタル庁国民向けサービスグループこども担当 横田洋和

昨年12月号から先月号までにかけては、デジタル庁と教育との関わりや、具体的なプロジェクトであるGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート及び教育データ活用ロードマップについて紹介してきました。今回は、教育も含んだ「こども」に関わる文脈として、こどもに関する各種データの連携に関する施策動向について紹介します。なお、本文中の下線は執筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

## 1 検討の経緯について

### (1) 令和2年行政事業レビュー 秋のレビュー

令和2年の行政事業 秋のレビューにおいて、「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」が議題として取り挙げられました。その中では、貧困などの家庭の状況やこども達の状況を、行政データを活用することによって把握し、プッシュ型の支援を届けて寄り添っていくことがデジタルによって可能になるのではないかといった指摘などがなされました。その上で、同レビューにおける取りまとめでは、概ね以下のような指摘がなされました。

- ・子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。
- ・今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員や NPO 法人等）を効果的に活

用することが必要である。

- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。
- ・今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特性を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。また、構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。

### (2) 内閣府研究会

上記のレビューにおける指摘を踏まえ、令和3年4月から、内閣府において「貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携・活用に関する研究会」（座長：山野則子 大阪府立大学学長補佐、人間社会システム科学研究科教授。以下「内閣府研究会」という。）を開催し、市町村等にある教育や福祉等に係る個別の親・子供の情報を活用して、①支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、②把握した子供に対し、アウトリーチ型（プッシュ型）で地域にある学習支援や居場所などの支援につなげていく、ためのデータ連携について調査研究を行っています。同研究会は、下図のとおり、これまでに計10回開催され、自治体等の先進的な取組についてのヒアリングや、データ項目等についての議論が行われてきました。

## 内閣府 貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携に関する研究会について

概要	開催実績
<b>1 目的</b> 市町村等にある教育や福祉等に係る個別の親・子供の情報を活用して、 ①支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、 ②把握した子供に対し、「アウトリーチ型（プッシュ型）」で地域にある学習支 援や居場所などの課題につなげていく ためのデータ連携について調査研究を行うもの	<b>開催実績</b> 期次・開催日 <b>第1回</b> (4月26日) 検討事項・スケジュール案の提示 目的・フォーマットについて議論 その他について意見交換 <b>第2回</b> (6月25日) 自治体等の先進的な取組についてプレゼン・質疑 ・箕面市「子ども成長見守りシステム」 ・山形市「大坂府立大」教授「学校版スカイライン」 自治体等の先進的な取組についてプレゼンシ・質疑 <b>第3回</b> (7月9日) ・オーストラリア「Child Intelligence Platform」 ・阿部彰教授(都立大)より子供の貧困に関するデータ についてプレゼンテーション <b>第4回</b> (7月15日) 全国自治体へのアンケート調査の調査案案について 議論・決定 <b>第5回</b> (8月30日) データ項目等について議論 ・対象となる「子供」の範囲 ・家庭の経済状況に関する項目 <b>第6回</b> (9月29日) データ項目等について議論 ・教育・生活状況に関する項目 <b>第7回</b> (11月19日) 最近の動きについて これまでの議論の整理(自治体調査の結果を含む) <b>第8回</b> (12月14日) これまでの議論の整理
<b>2 開催</b> 令和3年4月～4年3月	
<b>3 組織員(委員)</b> ＊山野 明子 大阪府立大学学長補佐人間システム科学研究科教授 末吉 秀 日本大学文学部教授 菅山 衣理 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年子ども未来戦略 室長 大林 義宣 滋賀県教育委員会幼小中教育課主任指導・いじめ対策 支援室長 西條 千恵 兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長 小宮 康生 兵庫県神戸市教育委員会学校教育部児童生徒課長 山田 浩良 千葉県柏市こども部こども福祉課長 藤崎 実明 千葉県柏市教育委員会学校教育部児童生徒課長 川本 重樹 大阪府教育委員会学校教育課課長 大宇 弘一郎 全国連合小学校長会会長 宮澤 一朗 全日本中学校長会会長 長塚 篤夫 文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会室管 理官 若林 徹 文部科学省子ども家庭局家庭福祉課長補佐 石原 珠代 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長補佐 (オブザーバー) 佐藤 勇輔 内閣府子ども家庭庁設置法案審議室内閣府参事官 菅原 洋和 デジタル庁デジタル行政推進部参事官 橋田 洋和 デジタル庁デジタル行政推進部参事官補佐 (戦略企画、審公統括、教育及び子ども担当)	

なお、同研究会の検討状況の詳細については、4. で詳しく紹介します。

### (3) デジタル臨時行政調査会

令和3年11月16日に開催された「デジタル臨時行政調査会(第1回)」において、牧島デジタル・行政改革・規制改革担当大臣より、準公共分野のデジタル化の推進について、「こども」に関する重要課題等にも対応していくべきとの発言があり、また、構成員からも、子供についての貧困や虐待から防ぐための問題は喫緊の課題であり、ルールを明確化したうえで、本当に困った方に支援の手を差し伸べるといった目的をきちんと共有すれば、国民の皆様のコンセンサスが得やすい内容でもあるということや、まず最初にデータ連携の成功事例をつくることが、データ連携の推進力になるため、具体化することを期待する、といった指摘がなされました。

これらも踏まえ、最後に岸田内閣総理大臣から、「貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。」との発言がなされました。

### (4) こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム

こうした動向を踏まえ、市町村や支援機関等が保健福祉や教育等の取組の過程で得られた、個々のこどもに関する情報・データを活用して、こうしたこども・家庭を把握するとともに、能動的な「プッシュ型」「アウトリーチ型」「ワンストップ」の支援が実現されるよう、令和3年11月26日、小林デジタル副大臣を主査とし、内閣府・厚

生労働省・文部科学省の副大臣を構成員とする「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム(第1回)」が開催されました。

同プロジェクトチーム(以下「副大臣PT」という。)においては、①市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報・データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方、②先行的に取り組む自治体の状況把握や、自治体を対象とした実証の在り方、③その他のこども・家庭へのデジタル・データを活用した支援の在り方、等について検討を行うこととされ、これまでに2回が開催されました。今後、第3回を3月下旬～4月上旬に開催し、第4回の5～6月頃に、論点の整理を取りまとめることとされています。

### こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部署で管理されているとともに、児童相談所・福祉事務所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会的な実現に資する。
- このための取組を進めるとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。

※ 図が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

**こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて**

【構成員】(主査) デジタル副大臣 小林 史明 厚生労働副大臣 佐藤 英道  
 内閣府副大臣 赤池 誠章 文部科学副大臣 池田 佳雄

【主な検討事項】

1. こどもに関する情報・データ連携の在り方  
 ・行政の各局や学校、児童相談所、医療機関等の関係機関、妊婦期から20歳までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどの程度か。  
 ・その際、こどもに関する情報を自治体等(どのレベルが要検討)で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの兆候を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。
2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方  
 ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口がなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどの程度か。
3. こどもに関する取組の可視化の在り方  
 ・AI等こどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ活用やデータの関はどの程度か。  
 ・例えば、手当等のカストマイズ(支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分りやすい情報発信等)に向けた政策はどの程度か。

【スケジュール】 令和3年(2021年)11月検討開始～令和4年(2022年)6月目途に論点の整理

### (5) 関連政府文書の閣議決定

その後、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～(令和3年12月21日閣議決定)」において、「こども家庭庁の体制と主な事務」として「データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善」が掲げられるとともに、その中で、「デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあつてはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを

検討する。」と記載がなされました。

また、デジタル社会形成基本法等に基づき策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」においても、準公共分野の1つとして新たに「こども」が指定されるとともに、概ね以下の記載がなされました。

- ・「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
- ・このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

## (6) まとめ

上記の経緯からお分かりのとおり、こどもに関する各種データの連携については、デジタル庁が単独で検討を行っているものではなく、今後のこども政策の推進（こども家庭庁の設置に向けた検討等）を所掌する内閣官房、子供の貧困対策を所掌する内閣府、福祉を所掌する厚生労働省、教育を所掌する文部科学省等とともに、政府一丸となって検討を行っているものです。また、こうした役割分担については、こども政策の推進に係る政府全体の議論（こども家庭庁の創設に向けた動向等）を踏まえ、

今後、見直すことが想定されています。

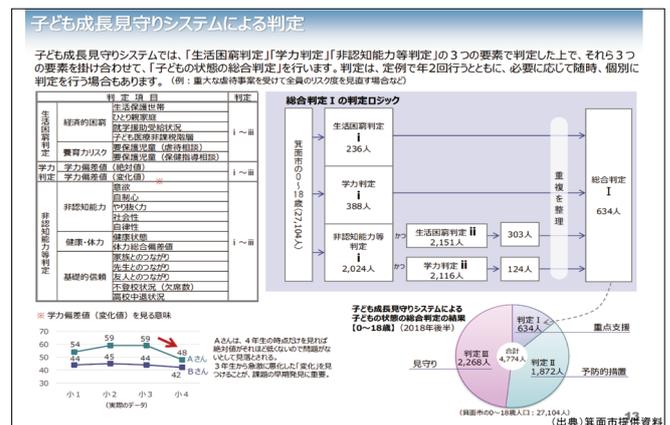
## 2 自治体等における 先行事例について

こどもに関する各種データの連携については、既に先行的に取組を進めている自治体等が存在しているため、まずはそうした先行事例について、関係省庁とともに収集・整理を行い、令和4年1月21日の「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第2回）」において紹介しています。以下、その資料のうち主なものについて解説します。

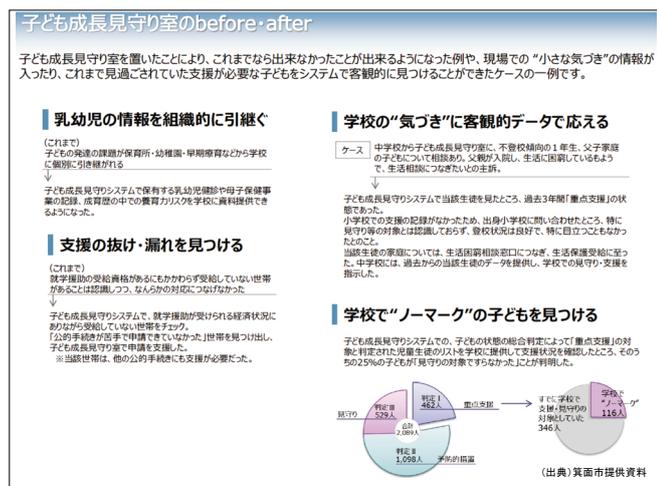
### (1) 大阪府箕面市

大阪府箕面市では、以下の図のように、「貧困の連鎖」を断ち切るために、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なく子供の状況を把握し、サポートし続けることを目指し、こどもを、「子ども成長見守りシステム」により、①経済状況（生活保護を受けている、児童扶養手当を受給、就学援助を受けている、住民税非課税である）、②養育力（虐待相談がある、保健指導相談がある）、③学力（全教科の平均偏差値、平均偏差値の変化値）、④非認知能力等（自己肯定感・社会対応力、健康・体力、基礎的信頼）の要素で、アルゴリズムによりリスクを総合判定しています。なお、判定は定例で年2回行うとともに、例えば重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など、必要に応じて随時、個別に行う場合もあります。

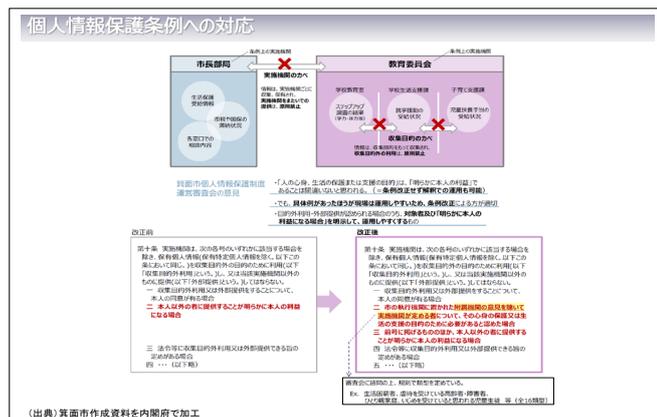
その上で、このうち支援に繋がっていない者について、教委「子ども成長見守りグループ」の職員が、学校や市内関係機関と情報交換しながら対応方針を検討し、「子ども成長見守りグループ」の職員が適切な支援等につないでいます。



こうした取組により、以下の図のように、乳幼児の情報を組織的に引き継ぐ、支援の抜け・漏れを見つける、学校の「気づき」に客観的データで応える、学校で「ノーマーク」の子どもを見つけるといった、効果が挙がっていると報告されています。特に、最後の点については、「子ども成長見守りシステム」の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」、いわゆる「ノーマーク」の状態であったことが報告されています。



なお、個人情報の共有に関しては、①収集目的の壁（例：子供の学力調査のために収集したデータは、教育のために使うのは構わないが、目的が異なる就学援助の仕事に使うてはならない）と②実施機関の壁（市長部局と教育委員会の間で情報を共有することは、外部提供という扱いになる）といった課題があったことから、市の個人情報保護条例を改正し、生活困窮者等の心身の保護又は生活の支援の目的は本人の利益になることは明らかであるため、目的外利用・外部提供ができるということが明文化されました。

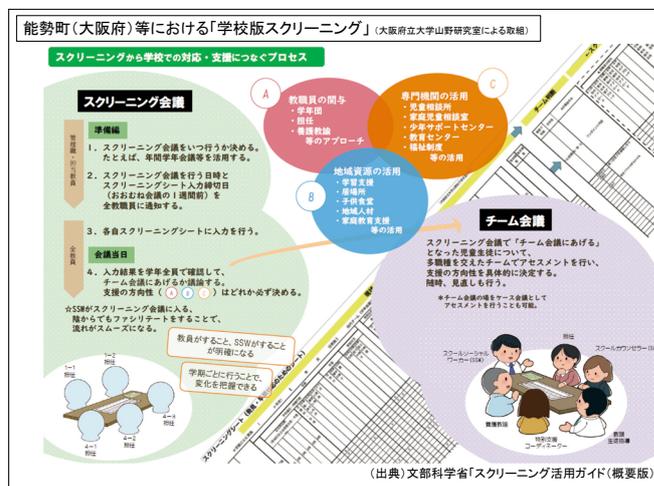


## (2) 大阪府能勢町等

大阪府能勢町、神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県（大津市、草津市、彦根市、愛荘町）等では、大阪府立大学山野則子研究室が提案する、主に義務教育課程の学校（小学校・中学校）において、既存の学年会議等を発展させて状況共有を行い、全生徒から貧困等のリスクの可能性のある子どもを洗い出し、ソーシャルワーカー等を通じて支援につなぐ「学校版スクリーニング」を実施しています。

大まかには、以下の図のように、①学校教員（管理職含む）やスクールソーシャルワーカー等が事前のチェック項目をスクリーニングシートに記入し、②このシートを資料として、複数人の教職員による「スクリーニング会議」を開催し、入力結果を学年全員で確認して、スクールソーシャルワーカー等の多職種を交えて開催する「チーム会議」にあげるか議論するとともに、(A) 教職員の関与、(B) 専門機関の活用、(C) 地域資源の活用のいずれの支援の方向性で進めるかを暫定的に決定します。

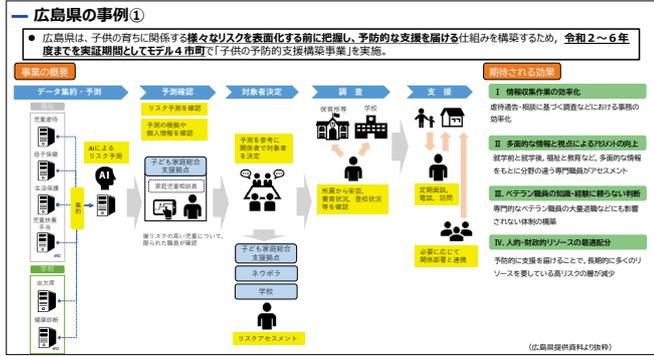
その上で、③「チーム会議」においてアセスメントを行い、支援の方向性を具体的に決定するとともに、随時、見直しも行います。



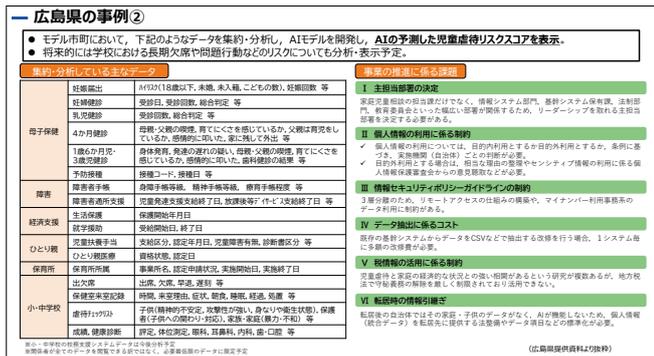
## (3) 広島県(府中町等)

広島県では、子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届ける仕組みを構築するため、令和2~6年度までを実証期間として、モデル4市町で「子供の予防的支援構築事業」を実施しています。具体的には、以下の図のように、モデル市町において、福祉（生活保護、児童扶養手当、障害者手帳、母子保健）や学校（出欠席、健康診断、虐待チェックリスト）の情報

を基にしたAIのリスク予測結果を参考として、関係者（家庭児童相談、ネウボラ、学校）が対象者を決定し、子供に関する様々なリスクが表面化していない段階で予防的な支援を継続的に届ける仕組みの構築を進めています。



家族形態の変化などにより子供や家庭の状況が見えにくくなっていることや、福祉と教育の連携が不十分であることなどの課題があり、広島県の独自の点として、関係部署を教育委員会に統合せずに学校との情報連携をこれまで以上に進める仕組みを考えた報告されています。また、期待される効果としては、情報収集作業の効率化、多面的な情報と視点によるアセスメントの向上、ベテラン職員の知識・経験に頼らない判断、人的・財政的リソースの最適配分といったことが挙げられています。集約・分析している主なデータや、事業の推進に係る課題については、以下の図にあるとおりです。

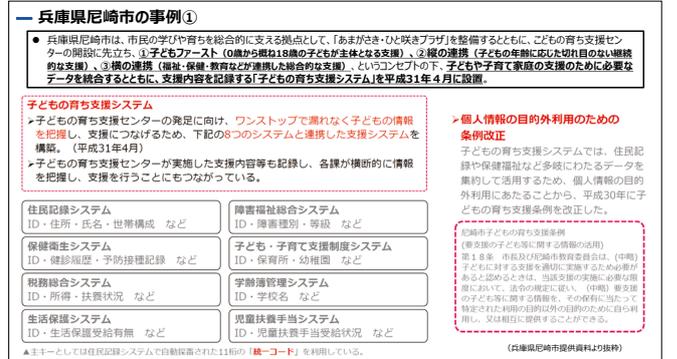


#### (4) 兵庫県尼崎市

兵庫県尼崎市では、市民の学びや育ちを総合的に支える拠点として、「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、こどもの育ち支援センターの開設に先立ち、①子どもファースト（0歳から概ね18歳の子どもが主体となる支援）、②縦の連携（子どもの年齢に応じた切れ目のない継続的な支援）、③横の連携（福祉・保健・教育などが連携した総合的な支援）、というコンセプトの

下、8つのシステム（住基台帳、保健衛生、税務、福祉、子供子育て、税務、生活保護、学齢簿、児童扶養システム）から情報を吸い上げ、こどもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を平成31年4月に構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげています。

その際、統合した8つのシステムを閲覧できる職員は限定されており、具体的には、子どもの育ち支援センターの職員、教育委員会の不登校支援の担当者が閲覧できます。なお、以下の図のように、データの利活用のために、「子どもの育ち支援条例」を改正し、要支援児童について個人情報データの目的外利用を認めることとされています。



#### (5) その他

上記のような事例の他にも、例えば、茨城県つくば市では、①「データベースみまもり」（経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報）から、アルゴリズムで1段階選抜、②このうち支援に繋がっていない者について、学校の担任や生活指導の先生が「個人票」にコメントを追加（アナログ情報）し、これらを踏まえ、対象者リストを決定、③こども未来支援員、家庭相談員、SSW かななる「支援担当者会議」でアウトリーチ支援方法を検討、④こども未来支援員によるアウトリーチ支援の実施（訪問相談、学習支援・居場所への案内等）、といった取組を行っています。

また、埼玉県戸田市では、市内2校の小1～3に限って試験的に実施している取組として、①経済的支援（児童扶養手当、ひとり親医療費助成、就学援助、生活保護）のいずれかの受給者をリスト化、②リスト（氏名、学校、経済属性を記載）を民間団体（Learning for All）に提供し、関係機関と連携してアウトリーチの順番や方法を決定、③アウトリーチの実施と支援拠点への接続、を行っています。さらに、三重県では、平成24年度に発生した2件の

虐待死亡事例をきっかけに、判断の質の向上×業務効率化を実現すべく、こどもの情報を入力すると、過去の対応記録に基づいてAIがシミュレーションし、重篤度や今すぐ何をすべきか、今後どういったことが起こる可能性があるかが瞬時にデータで示されるようになっています。これにより、リアルタイムで共有できるので電話やFAXの手間がなくなる、共有した情報がそのまま記録になり打ち直す手間がなくなる、ベテランの経験もデータとして溜まり異動・退職による知見の流出がなくなる、といったメリットが挙げられています。

この他、大阪市の「児童生徒ボード」や、埼玉県の「個別アドバイスシート」といった取組もありますが、これらは先月号において紹介しているため、割愛させていただきます。

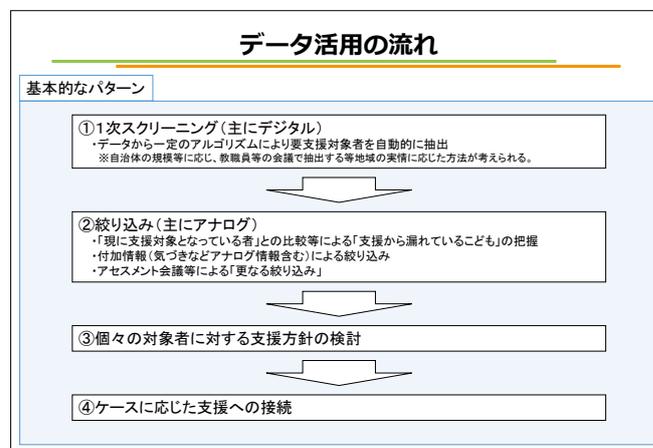
## (6) まとめ

こうした事例から見えてくる点は、大きく3つ挙げられると個人的に考えています。

まず1点目としては、「何のためのデータ連携か」ということ。これまで紹介した事例からも分かるとおり、こどものデータ連携は、不適切なデータ利活用のためにこども個人個人のふるい分けを行う手段であってはならず、個人情報保護に配慮の上、様々な部局や機関に散らばっているデータを連携することによって、まずは、1つの部局や機関だけでは見落としがちなSOSを発見するとともに、こどもへの支援に当たる自治体や関係機関の職員の判断をサポートするための手段として位置付けられなければならないと考えられます。すなわち、デジタルによって支援者・機関の役割がなくなるということではなく、むしろ支援者・機関が限られた人的・時間的・財政的なリソースの下でこども達へのサポートを充実させる上で、デジタルが補完的な役割を果たす、ということになります。こうした目的を関係者がしっかりと共有することが、まずは重要だと思います。

次に2点目としては、デジタルがその効用を特に発揮するのは、過去データに基づいて、それぞれのこども・家庭のリスクを可視化し、優先順位付けを明確化するという部分です。他方で、そもそもデータとして取れているが意味をなしていない（エラー）部分があるといったデータの「質」や、今保有しているデータでどこまでの事象をカバー出来ているかといったデータの「範囲」に

も留意する必要があると考えられます。また、デジタルによって、アナログの支援やその検討のプロセスが不要になるということでもありません。現に、紹介した事例では、①データから一定のアルゴリズムにより要支援対象者を自動的に抽出する段階は主にデジタルで行っていますが、その後の、②「現に支援対象となっている者」との比較等による「支援から漏れているこども」の把握や、付加情報（気づきなどアナログ情報含む）による絞り込み、アセスメント会議等による「更なる絞り込み」の段階、③個々の対象者に対する支援方針の検討の段階、④ケースに応じた支援への接続の段階、は主にアナログで行われるものと報告されています。



最後の3点目としては、安心・安全の確保が挙げられます。データ連携に当たって、個人情報の保護やセキュリティの確保への配慮は大前提です。この点、例えば大阪府箕面市においては、前述の個人情報保護条例の改正のほか、データの取り込み作業については箕面市情報政策室のセキュリティルームに限定するとともに、ネットワークについては、サーバとクライアント端末のみのネットワークとし、外部との接続は行わないなどとして承知しています。また、兵庫県尼崎市では、前述の閲覧職員の制限や「子どもの育ち支援条例」の改正のほか、支援対象ではない子どもや子育て家庭の情報及び他課の支援状況等を許可なく閲覧することがないよう、画面上でアクセス権限の付与状況を知らせる仕組みを導入するとともに、アクセスログを定期的にチェックすることで、職員の個人情報保護の意識向上を図り、情報管理の徹底を図ることとして承知しています。

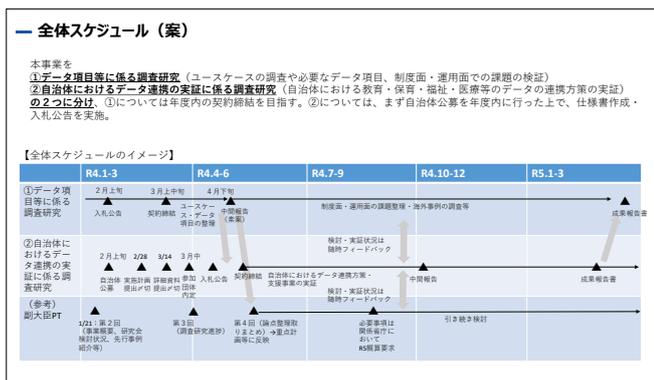
他の自治体においても、個人情報保護条例に基づき、目的外利用・外部提供に係る特例措置を講じるのが一般的

です。また、前述の箕面市においては、対象者を困窮世帯等に絞り込み、これらの対象に限り目的外利用・外部提供を可能とすべく条例で定めています。また、外部団体への情報提供については、例えば埼玉県戸田市では、個人情報保護運営審議会の承認を得て、基本情報（氏名・学校名）、経済属性をNPOに提供していると承知しています。

このように、適切なアクセスコントロールやセキュリティの確保、個人情報の保護措置等を実施することは、本施策のような取組について住民からの理解を得る上でも大変重要であると考えられます。なお、昨年成立したデジタル社会形成整備法において、個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされており、当該改正の施行は令和5年4月を予定していることから、今後、改正後の個人情報保護法との関係について整理が必要になると考えられます。

### 3 実証事業について

デジタル庁では、こうした先行事例も踏まえ、各地方公共団体において、個人情報の保護に配慮の上、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施すべく、「準公共分野デジタル化推進費（子どもに関する各種データの連携による支援実証事業）」として、令和3年度補正予算に約7.3億円を計上しました。全体のスケジュール（案）は下図のとおりですが、以下、その概要について、大きく2つに分けて紹介させていただきます。



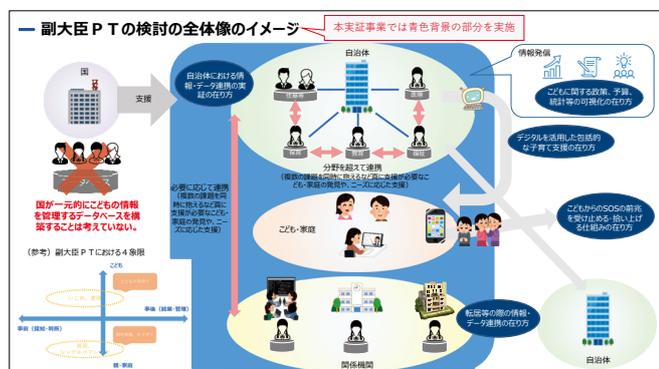
#### (1) データ項目等に係る調査研究

まず、上記の副大臣 PT や内閣府研究会における検討状況、自治体等における先行事例、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向も踏まえ、以下について検証を実施し、検証結果を取りまとめ課題を明らかにする調査研究事業を実施することとしています。このうち以下の①及び②については、副大臣 PT における論点整理が令和4年5～6月頃に行われる予定であること等を踏まえ、令和4年4月中に一定の方向性を中間報告書（素案）として提示することを想定しています。また、例えば先進的な取組を行っている地域への調査やアンケート、現場でこどもへの支援に携わる関係機関や有識者等へのヒアリング等を提案・実施することも想定しています。

- ① ユースケースの調査：こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する上で、自治体等における先行事例を踏まえ、求められるユースケースについて調査。
- ② 必要となるデータ項目の検証：貧困や虐待等の政策的な課題に対応して、データ連携により真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援を行う際に必要となるデータ項目について、上記①のユースケース等を踏まえ、検証。その際、各データ項目の有用性（先行研究における調査結果等）、自治体における各データ項目のデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案し、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどして提示すること。また、1年に1回等の定期に測定されるデータだけではなく、より高い頻度で扱われるデータも対象とすること。
- ③ 制度面・運用面での課題の検証：上記①及び②を踏まえ、制度面・運用面での課題（各分野におけるデータの標準化や、データの保有主体、自治体をまたがる場合（転居や中学校段階から高等学校段階に変わる際など）のシステム間のデータの相互運用性を確保するための方策、情報連携のためのデータ連携、アクセスコントロールや個人情報の取扱い、データ連携における倫理面の課題、具体的なプッシュ型の支援へのブリッジ、効果検証の設計等）について検証。



理するデータベースを構築することは考えておりません。そもそも、個人情報はその政策目的に応じて法令で保有等を行う者が定められているものであり、こども分野においては、国が直接的にこどもへの支援活動を行うことは法令上想定されておりません。また、個人情報は地方公共団体等において分散管理をされるものであり、その前提が本プロジェクトによって何か変わるものではありません。3. で紹介した実証事業を通じて、まずは地方公共団体での事例を作っていくながら、全国の地方公共団体への展開に向けた必要な方策を検討していくことを考えております。こうした検討の射程については、第2回副大臣 PT 等で提示した、以下の資料で示しております。



また、第1回及び第2回副大臣 PT において、下図のとおり、デジタル庁を含めた、関係府省庁の構成員からも繰り返し同趣旨の御発言があったところです。

**一 牧島大臣記者会見要旨**  
 令和3年11月26日  
 (中略) これらを含めて、市町村や支援機関等が保有することに関する情報、データの内容、各データを保有する機関等と連携の在り方や先行自治体の状況把握、自治体を対象とした実証の在り方等について検討するため、小林デジタル副大臣を主査として、内閣府、厚生労働省、文部科学省の各府省庁にデジタル庁を併設する旨を御説明いたします。  
国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えておりません。一部報道で示しているのを見聞きしております。国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えておりません。そのことを重畳でお知らせしておきたいと思っております。まずは自治体間でデータ連携の事例を作っていくながら、全国の自治体への展開に向けた必要な方策を検討していきたいと考えております。なので、一元化ではなくデータ連携でございます。(以下略)

令和4年1月11日  
 (中略) 政府が学習履歴を含めた個人教育データを一元管理するのではなく、このことは全く考えておりませんが、データの管理はロードマップの1つです。政府が目的のベータ目的と一致するところから、分散管理を基本とするという考えは固くありません。これを強要してはなりません。  
 そして、この一歩の中に利用者の関係者が国が判断をされているというところも改めてお話をしておきます。教育を含めたこどもへの支援の観点から、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えておりません。明記はしておりませんが、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えておりません。なので、本ロードマップを改めて、ちょっとボリュームのあるものではありませんが、お返ししたいということをお願い申し上げます。(以下略)

**一 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム (第2回) 」 (令和4年1月21日) 議事要旨**  
 池田文科部副大臣  
 ・(中略) 学習履歴等の教育データを政府が一元管理するのではなく、国が一元的に管理するのではなく、データを相互に連携させる方針としていて、実際の交流を行う各自治体における活用促進を促すものではないかと考えている。(以下略)

**一 第1回「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム (第1回) 」 (令和3年11月26日) 議事要旨**  
 斎藤内閣府副大臣  
 ・(中略) こどもや家庭のデータの連携に当たっては、国民の理解を得ることが当然、何よりも重要であり、教育や福祉をはじめとした国民、住民のプライバシーの塊であるため、個人情報保護法の整合性だけでなく、国民の意識に沿った配慮が求められる。  
データベースは政府が一元管理するのではなく、地方公共団体がその判断でデータを管理、活用すべきである。(以下略)

池田文科部副大臣  
 ・(中略) データベースは、国が一元管理するのではなく、実際に支援を行う各自治体において管理、活用される必要がある。

山田デジタル大臣政務官  
 ・(中略) 「報道を契機として誤解が生じているが、本プロジェクトにおいては、こどもの情報を国が一元的に管理するデータベースを作ることではない。国民の理解を得ながら進めていきたい。

小林デジタル副大臣  
 ・(中略) 11月16日に開催されたデジタル臨時行政調査会においても、岸田総理から、「貧困や虐待などから保護を要するこどもたちを見守るため、教育デジタル大臣を中心に、こどもたちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備」するよう御指示をいただいたところ。  
 こうしたことを踏まえ、まずは自治体でのデータ連携の実証事業を行う等といった必要な施策を検討しており、これに必要なデータの確保や活用等の議論を進めたい。  
国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていないというは関係者の共通の認識である。まずは自治体での事例を作っていくながら、全国の自治体への展開に向けた方策を検討したい。(以下略)

## (2) データ連携の主体・対象

前述のとおり、まずは、同一基礎自治体内で把握できる義務教育段階の児童生徒のデータ連携の枠組みを構築し、その効果を見つ、データ連携に係る壁は存在しますが、未就学段階や高校進学後も連携の枠組みに含めることや、他の基礎自治体 (転居の場合等) との連携について検討すべきであると考えられます。

## (3) データの取得

転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましいと考えられます。一方、現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得、活用できるようにすべきであると考えられます。

また、データの把握や入力を行う現場職員の負担への配慮が必要であり、既存のデータ連携のシステムや業務システムとの連携により省力化を図るべきと考えられます。

## (4) データの管理・共有

データの管理については、各地方公共団体において、データ活用が可能となるよう、保有データの電子化を進めることが必要であると考えられます。また、データの保存期間、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要であると考えられます。

データの共有については、個人情報保護法令上の整理 (共有が可能な項目、共有範囲等) が必要であるほか、住民から見て許容されるかという観点も重要であり、情報の取扱いルールの設定、データ連携で住民が受けるメリット等の丁寧な発信が必要であると考えられます。

データについては、先行事例においては、①首長部局に集約している例 (つくば市、広島県 (府中町) など)、②教育委員会に集約している例 (箕面市、神戸市、柏市、能勢町、糸満市、橋本市、滋賀県下の市町など)、③外部団体に集約している例 (戸田市においては委託の上 NPO に集約、など) に大別されると見られます。いずれの場合においても、前述のとおり、適切なアクセスコントロールやセキュリティの確保、個人情報の保護措置等を実施することが大変重要であると考えられます。

## (5) データの活用

支援の現場では、問題を抱える子供や家庭に寄り添っ

た伴走型の支援が求められていることから、誰が閲覧・活用し、どのように支援につながるかを提示する必要がありますと考えられます。例えば、要保護児童対策地域協議会など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となるのではないかと考えられます。また、学校を運用の場合、教育委員会事務局にスーパーバイザーとして配置されたスクールソーシャルワーカー（SSW）が、支援を要する子供を絞り込む検出中心的役割を果たし、域内の学校に配置されたSSWやスクールカウンセラー等を通じてプッシュ型の支援に取り組むことが期待されます。

## 5 おわりに

今回は、先月までの連載に引き続き、教育関係者の皆様に関わる施策の例として、こどもに関する各種データの連携について紹介しました。

行政事業レビューからはじまり、内閣府研究会やこども家庭庁の創設に係る議論の中で、本プロジェクトは、昨年9月1日に政府にデジタル庁が創設され、デジタル庁が各府省と一緒に進めていくプロジェクトとして象徴的なものであると考えています。

デジタル庁の一番のミッションは、主役である国民や社会を担う皆様と向き合う各府省や自治体、現場が本来の力を発揮できるようにシステム面からサポートするとともに、デジタル分野の司令塔として、各府省だけで行っているのは部分最適になりがちな所を、大きな方向性に向かって共有しながら一緒に進んでいくことであり、こうしたことが、このプロジェクトで実現出来ると考えています。

また、その実施に当たっては、データ連携が真に支援を必要とするこどもや家庭への実際の支援やアクションにつながるよう、こども政策に取り組んでいる各府省との連携を緊密に図ってまいりたいと考えています。

今度とも、機会を捉えて、こうした施策の趣旨や進捗につままして、情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、教育関係者の皆様の引き続きの御理解、御協力を賜りますよう、何卒御願ひ申し上げます。

(デジタル庁国民向けサービスグループこども担当 横田洋和)